



第22回



宇陀市 子ども・子育て会議



令和 6 年12月18日
宇陀市 こども未来課



第3期 宇陀市 子ども・子育て 支援事業計画（素案）



令和 6 年12月18日

宇陀市 こども未来課

はじめに

- ・本資料は、「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」の計画素案について、要点をまとめて説明するために作成したものです。
- ・計画素案と対応する個所にはページ番号を記載しています。
- ・わかりやすく伝える関係上、計画素案に記載された文章と表現が異なる場合があります。
- ・統計データや個別の施策、サービスの内容などについては素案本体をご参照ください。

説明の流れ

1. 本計画の性格について
2. 子ども・子育てに関する課題認識
3. 計画の方向性と重点施策
4. 教育・保育事業等の提供見込み
5. 計画の推進
6. 今後のスケジュール

1. 本計画の性格について

計画の性格について再確認

「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」では、主に次の内容を取り扱っています。

- ・ **今後5年間で実施する子育て施策（素案40～63ページ）**

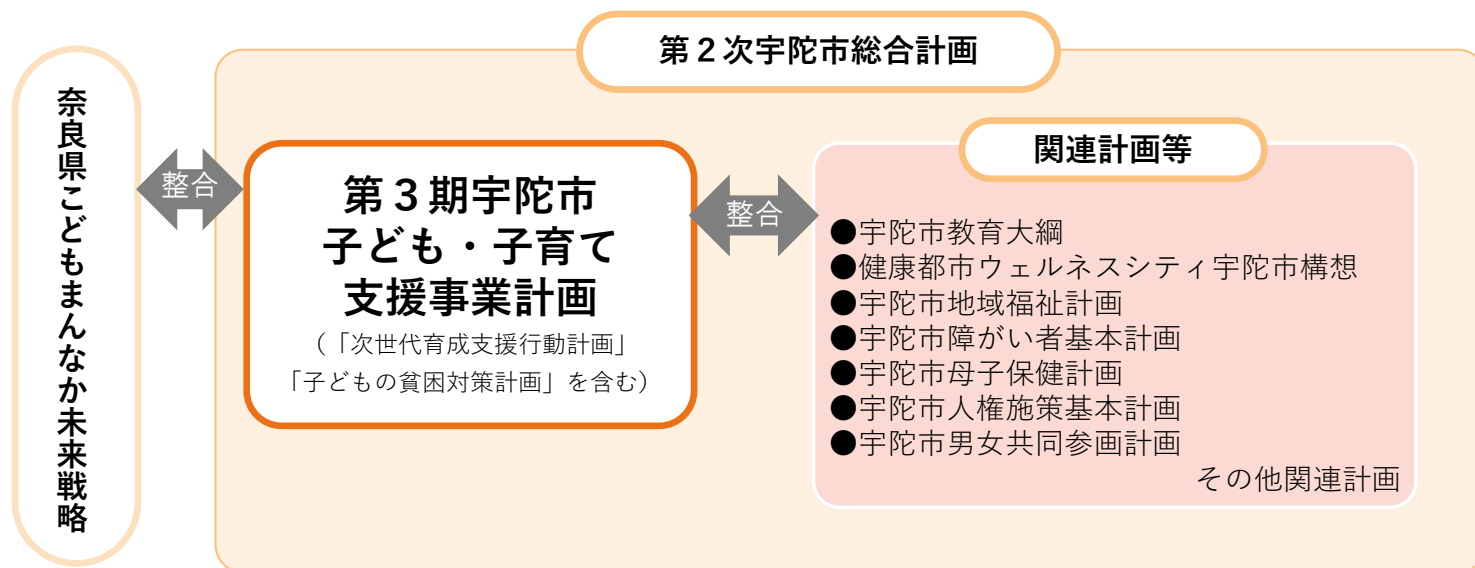
18歳未満の子どもやその保護者、その他子育て支援に関わりのある方々を支えるための取組（子育て施策）の方向性を示しています。

- ・ **今後5年間で提供する各種サービスの提供方法（素案64～91ページ）**

幼稚園や保育園、認定こども園などの「教育・保育事業」、一時預かりやファミリーサポートセンターなどの「地域子ども・子育て支援事業」、新たにはじまる「乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）」を提供するための体制や方策を示しています。

本計画の位置づけ (素案2ページ)

本計画は、「第2次宇陀市総合計画」をはじめ、教育や健康、地域福祉や障がい福祉など、関わりのある分野の計画や、奈良県の方針性と整合を図りながら進めていきます。



子育てに関する国の動向（素案4、5ページ）

本計画と関連する「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が令和6年に改正・施行されています。

・子ども・子育て支援法の改正概要

ライフステージを通じた経済的支援の強化として、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付の創設が記載されました。また、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充として、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援制度の創設、産後ケア、ヤングケアラー対策の強化が記載されました。

・児童福祉法の改正概要

子育て世帯への包括的な支援体制の強化として、こども家庭センター、地域子育て相談機関の設置、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設が記載されました。

2. 子ども・子育てに関する課題認識

課題の認識

これまでの取り組み、アンケートやワークショップでの意見を整理し、今後取り組むべき課題を次の通りに整理しました。

- 課題 1 子どもの人権の尊重、いじめや不登校への対応の強化
- 課題 2 支援ニーズの多様化に対応した、サービス提供体制の強化
- 課題 3 子育てと就労の両立に向けた支援
- 課題 4 子どもの発達を支える支援の強化

課題 1 子どもの人権の尊重、いじめや不登校への対応の強化

- ・子ども自身の想いを尊重してあげる必要があります。

アンケートでは、子ども自身の自尊感情が学校生活や放課後の過ごし方など、様々な面に影響を与えている可能性が確認されました。自尊感情が低い子どもの場合、自身の考えを尊重してほしいと回答する傾向もみられました。

- ・子どもの権利が不当に侵害されることを防ぐ必要があります。

いじめや不登校の問題について、本市においても関連機関との連携の下で対応できる体制を整えていますが、引き続き体制の強化が必要です。また、近年はヤングケアラーの問題も注目されており、必要以上のケアによって子どもの成長する権利を奪うことがないよう、対応が必要になります。

課題 2 支援ニーズの多様化に対応した、サービス提供体制の強化

- ・ サービスを利用できていない方が多くいる可能性があります。

アンケートでは各サービスの認知度や利用意向、利用経験についてうかがっていますが、利用意向に対して利用経験が低い傾向がみられました。また、ワークショップでも、情報提供や相談事業に対する利用希望の意見が多くみられました。

- ・ 悩みについて相談しやすい環境が必要という意見がみられます。

アンケートやワークショップでは、相談しやすい環境を求める意見が挙げられていました。令和6年4月より「宇陀市こども家庭センター」を運営していますが、引き続き気軽に相談できる場所や機会の充実を進める必要があります。

課題3 子育てと就労の両立に向けた支援

- ・ **子どものために仕事を休みにくいという意見が多くみられます。**

アンケートでは、「子育てと仕事・キャリアの両立が難しい」という回答が特に多くなっていました。また、身近な人に求めるサポートとして「仕事を休むことを理解してほしい」という回答も多くみられました。

- ・ **子どもを預けやすい環境が必要という意見が多くみられます。**

保育所（園）や認定こども園の利用率は高くなっていますが、一時預かりの利用を希望する保護者の割合が高くなっています。ワークショップでも、体調不良時などに子どもを預けられる環境が市内にほしいという意見が挙げられていました。

課題4 子どもの発達を支える支援の強化

- ・ **子どもの発達に不安を抱える保護者がみられます。**

アンケートでは、3割以上の方が「子どもの発達（性格や癖、ことばの習得など）について心配である」と回答しています。ワークショップでも、子どもへの接し方に不安を感じているという意見や、子どもが集団生活に順応できるか心配であるという意見がみられました。

3. 計画の方向性と重点施策

計画の基本理念

(素案37ページ)

(集計結果)

順位	案	点数
1 位	案② 未来へはばたく すべてのこどもを 守りはぐくむ 安心と夢あるまち 宇陀市	28 点
2 位	案① にぎわい 夢 笑顔があふれる めくもりと安心のまち 宇陀市	21 点
3 位	案③ ひととのつながりを育む、こどもまんなかの高原都市 宇陀市	18 点

計画の基本理念 (素案37ページ)

前述の課題も踏まえ、以下の基本理念を新たに掲げます。

未来へはばたくすべての子どもを守りはぐくむ
夢と笑顔あふれる安心のまち 宇陀市

重点施策（素案39ページ）

基本理念の実現に向け、4つの重点施策を設定し、取り組みを進めていきます。

重点施策 1

すべての子どもの
いのちや権利を守る
取り組みの推進

【取組内容】

- ・人権教育の推進
- ・児童虐待防止
- ・いじめ・不登校対策
- ・安全な地域づくり
- ・子どもの権利の保障

重点施策 2

親子の成長を
保証する
取り組みの推進

【取組内容】

- ・親子の健康
- ・食育の推進
- ・次代の親の育成
- ・就学前教育
- ・体験機会の提供
- ・青少年健全育成

重点施策 3

楽しみながら
子育てができる
環境づくりの推進

【取組内容】

- ・全ての子育て家庭への支援
- ・子育てと仕事の両立
- ・主体的活動・交流機会の充実
- ・各種助成・手当

重点施策 4

支援を必要とする
世帯への
支援の充実

【取組内容】

- ・各種助成・手当・給付
- ・経済的自立に向けた支援
- ・発達に関する相談
- ・療育・特別支援教育

新規施策と課題への対応①

課題 1：子どもの人権の尊重、いじめや不登校への対応の強化

こども家庭センター の開設

すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。
(施策No.11、素案P41)

専門職による 相談支援事業

精神保健福祉士等専門職が、児童生徒、保護者、教員への助言や訪問事業を実施します。また必要に応じ福祉的視点からのアセスメントやプランニングを行い課題解決の早期発見、早期介入に努めます。
(施策No.15、素案P42)

ヤングケアラー 実態調査

ヤングケアラーと思われる子ども等の実態をより正確に把握し、今後の支援、施策に生かすことを目的に、学校等と協働してオンラインによる実態調査を行います。
(施策No.27、素案P44)

性被害対策防止

性被害を自分から訴える事が難しい子どもを守るため、各保育所・こども園に着替え用のパーティションなどを設置し、性被害対策を実施します。
(施策No.29、素案P44)

新規施策と課題への対応②

課題 2：支援ニーズの多様化に対応した、サービス提供体制



地域子育て相談機関

子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、こども家庭センターと連携し、情報提供すると共に各種サービス利用にあたっての助言・指導を行います。

(施策No.49、素案P47)



子育て世帯 訪問支援事業

家事、育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援事業を行う支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事、育児等の支援を実施することで、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

(施策No.50、素案P47)

産後ケア事業

産後の母子に対して、医療機関及び助産院等への通所や宿泊、助産師の自宅訪問による専門的な心身のケアや育児サポートを行い、産婦の身体の回復、心の安定を図ることで産後も安心して子育て出来る支援体制を確保します。

(施策No.53、素案P47)

子ども第三の居場所 宇陀ほっとスペースつどい

さまざまな理由により、支援が必要な子どもたちを支える拠点です。食事の提供、学習支援、体験活動や交流事業などを通して基本的な生活習慣の形成を促し、安心して過ごせる居場所を確保するとともに、社会と関わる力を育みます。

(施策No.86、素案P53)

新規施策と課題への対応③

課題3：子育てと就労の両立に向けた支援

こども誰でも 通園制度

保護者の就労状況や理由を問わず、未就学の子どもを認定こども園に時間単位で預けることができ、保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができる機会を提供します。
(施策No.100、素案P55)



駅前託児事業

買い物や理容、兄弟姉妹の参観や医療受診など、忙しい保護者のニーズに応じて、短時間（1時間単位）で気軽に託児が利用できる託児室を開設します。託児は保育士とファミリーサポーターが行います。
(施策No.101、素案P55)

病児保育

保護者が就労している場合、病院・保育園等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応をします。
(施策No.107、素案P56)



新規施策と課題への対応③

課題4：子どもの発達を支える支援の強化

チルドレンケア カウンセラー派遣事業

子どもとその家庭等を対象に、より身近な保育園・こども園・幼稚園に心理担当職員を派遣し、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行います。

(施策No.138、素案P62)

発達相談外来

ことば、発達、行動等発達に不安や悩みを抱えている乳幼児期から思春期の子どもを対象に、発達相談と診断を行います。

(施策No.139、素案P62)



訪問診療

医療的ケア児（人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引など、日常生活で恒常的に医療ケアが必要な児童）が安心して在宅療養ができるよう、訪問診療を行います。

(施策No.140、素案P62)

重症心身障害児（者） 居場所づくり事業

重症心身障害児（者）等の日中活動の場の確保するとともに、重症心身障害児（者）等を日常的に介護している家族の精神的及び身体的負担の軽減を図ることを目的とし、日中の預かりサービス及び入浴サービスを提供します。

(施策No.144、素案P63)

4. 教育・保育事業等の提供見込み

提供見込みの考え方

- ・ここでは、第3期計画の期間中（令和7～11年度）における教育・保育事業、乳児等通園支援制度、地域子ども・子育て支援事業の利用人数・利用時間がどのくらいになるかを見込むとともに、どのように各種サービスを提供していくか、実施方針を示しています。
- ・利用人数等の見込みは、基本的には令和7～11年度の子ども人口を推計し、過去の利用実績から算出した利用率を掛け合わせることで算出しています。
- ・本資料では、第3期計画より新たに位置づけられた事業のみを掲載しています。それ以外の事業については計画素案本体をご確認ください。

教育・保育給付事業（素案66～75ページ）

将来的な人口推計を基に算出した利用量の見込みに対応できるよう、保育士等を確保し、安心して就学前の教育や保育が受けられる環境を整備する事業です。

〈実施方針〉

老朽化が進む榛原幼稚園、榛原東幼稚園、榛原北保育園の3園を統合し、新しく榛原こども園を開設します（令和8年4月開設予定）。大宇陀・菟田野・榛原・室生の4こども園および私立保育園の5施設において子どもたちの教育・保育を提供します。

〈量の見込み（1号認定）〉

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
教育（1号認定）	人	99	82	77	73	77
②確保方策						
幼稚園	人	53				
認定こども園	人	36	82	77	73	77

教育・保育給付事業（素案66～75ページ）

〈量の見込み（2号認定）〉

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育（2号認定）	人	204	168	158	150	158
②確保方策						
保育園	人	132	58	54	52	54
認定こども園	人	72	110	104	98	104

〈量の見込み（3号認定）〉 ※0～2歳の合算

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
保育（3号認定）	人	126	131	121	117	111
②確保方策						
保育園	人	75	53	49	48	45
認定こども園	人	51	78	72	69	66

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（素案76ページ）

0歳から3歳未満で未就園の子どもを対象に、就労要件問わず月一定時間までの利用可能枠の中で子どもを預けることができる事業です。（令和8年度より本格施行）

〈実施方針〉

出生数の減少や保育所入所者数の増加により、利用希望数は少ないことが見込まれるものの、交流や集団生活の機会に対するニーズは高まることが想定されるため、令和8年度より市内4こども園で実施体制を整える予定です。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
必要定員数	人／月	6	6	4	4	4
②確保方策						
必要定員数	人／月	6	6	4	4	4

地域子育て相談機関（利用者支援事業）（素案77ページ）

子どもや保護者を対象に行う情報提供・相談支援（利用者支援事業）のうち、身近な場所で相談ができる場所（地域子育て相談機関）を設置する事業です。

〈実施方針〉

市内の各こども園（令和6年12月時点で3園）を地域子育て相談機関として位置づけ、子育て・入園等に関する相談を受け止める場とします。令和8年度に榛原こども園が開園することを踏まえ、地域子育て相談機関も4か所に増える見込みです。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
地域子育て相談機関	か所	3	4	4	4	4
②確保方策						
地域子育て相談機関	か所	3	4	4	4	4

妊婦等包括相談支援事業（利用者支援事業）（素案77ページ）

妊娠期・出産前後の母親を対象として面談を行い、必要に応じて各種支援制度につなげていく事業です。

〈実施方針〉

こども家庭センターにおいて、出産前・出産後の2回の面談を基本として実施します。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
妊婦等包括相談支援事業	延べ回	144	142	134	128	122
②確保方策						
妊婦等包括相談支援事業	延べ回	144	142	134	128	122

子育て世帯訪問支援事業（素案83ページ）

家事や子育てに対して不安を抱える世帯やヤングケアラーがいる世帯など、支援を必要とする世帯に対して、訪問支援員が訪問して家事や子育てなどの支援を提供する事業です。

〈実施方針〉

市内各地域に拠点となる事業所を確保し、全地域の家庭にサービスが提供できる体制を整えていきます。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用日数	日	72	72	72	72	72
②確保方策						
利用日数	日	72	72	72	72	72

児童育成支援拠点事業（素案84ページ）

支援を必要とする世帯の子どもに対して、居場所となる場を提供するとともに、関係機関につなぐなど、子どもの状況に応じた支援を提供する事業です。

〈実施方針〉

「宇陀ほっとスペースつどい」が本事業に該当します。送迎を行うことで、市内全地域の家庭を支援できる体制を整えます。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
実施者数	人	20	19	18	17	16
②確保方策						
実施者数	人	20	19	18	17	16

親子関係形成支援事業（素案84ページ）

子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者等に対して、相談や助言を実施したり、不安や悩みを共有できる場を提供する事業です。

〈実施方針〉

広域で実施される本事業の参加者に対して、市が参加費用を負担する形で実施します。参加希望人数が増える場合は市が主体となって運営します。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
実施者数	人	0	0	2	3	3
②確保方策						
実施者数	人	0	0	2	3	3

産後ケア事業（素案90ページ）

出産後 1 年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

〈実施方針〉

宿泊型やデイサービス型、アウトリーチ型をそれぞれ適切に提供できる体制を確保し、産後のケアが必要な母子へきめ細やかなサポートを提供します。

〈量の見込み〉

区分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
利用人数	人	30	30	30	30	30
②確保方策						
宿泊型	人	5	5	5	5	5
デイサービス型	人	10	10	10	10	10
アウトリーチ型	人	15	15	15	15	15

5. 計画の推進

計画の進行管理 (素案92ページ)

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「宇陀市子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

〈進行管理のイメージ〉



本計画の進行管理のイメージ

- 本計画の策定
- 施策を展開する
- 施策を点検・評価する
- 計画内容等の見直し
- 新たに計画を策定

6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール

年度	月	内容	詳細
令和6年度	12月	(予定) 第22回 宇陀市子ども・子育て会議の開催	・計画素案の検討
		(予定) パブリックコメントの実施	・市ホームページでの公表、市内各施設での閲覧を通じて計画への意見を市民に募る
	1月	計画原案・概要版の作成	・計画の最終稿およびわかりやすい概要版の作成
	2月	(予定) 第23回 宇陀市子ども・子育て会議の開催	・パブリックコメントの報告 ・計画の承認
	3月	計画の策定	

※令和6年12月以降のスケジュールについては、状況によって変更する可能性があります